

青森県保育士就職準備金貸付事業の手引き

～目次～

1. 保育士就職準備金貸付事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 申込等の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
3. 届出及び提出書類について・・・・・・・・ P 7
4. よくある質問・・・・・・・・ P 9
5. 様式と記入例、実施要綱・・・・・・・・ P 13

1. 保育士就職準備金貸付事業の概要

(1) 目的

この事業は、保育士資格を持ちながら保育士として勤務していない潜在保育士の就職支援のための準備に必要な費用を貸付することにより、保育人材の確保を図ることを目的としています。

(2) 実施主体

この事業は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施します。

(3) 貸付対象者

以下のすべての条件を満たしている方が、貸付の対象となります。

- ① 青森県内に住民登録をしている方。
- ② 保育士登録後1年以上経過した方、または保育士登録が行われてからの期間が1年未満の方のうち、養成施設の卒業もしくは保育士試験の合格から1年以上経過した方。
- ③ 青森県内で別表1に掲げる施設または事業を離職した方、または当該施設等に勤務経験がない方

【別表1】

根拠法令	事業所・施設
児童福祉法第7条	保育所及び幼保連携型認定こども園
児童福祉法第6条の3第9項	家庭的保育事業
児童福祉法第6条の3第10項	小規模保育事業
児童福祉法第6条の3第12項	事業所内保育事業所
学校教育法第1条	幼稚園

- ④ 保育士として青森県内別表2に掲げる施設等に新たに週20時間以上勤務する方

【別表2】

根拠法令等	対象となる施設・事業
ア 児童福祉法第7条	保育所
イ 学校教育法第1条	「幼稚園」のうち次に掲げる施設 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設、認定こども園への移行を予定している施設
ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項	認定こども園
エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項	児童福祉法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けた次に掲げる施設 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

オ 児童福祉法第6条の3第13項	「病児保育事業」であって、児童福祉法第34条の18第1項の規定により届け出を行った施設
カ 児童福祉法第6条の3第7項	一時預かり事業
キ 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設
ク 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設のうち右に掲げる施設）	① 認可外保育施設（児童福祉法第59条の2の規定により届出をした施設） ② ①に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設 ③ 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設） ④ 病院内保育所運営事業助成を受けている施設（「看護職員確保対策事業等の実施について（平成22年3月24日医政発0324第21号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設） ⑤ 国、都道府県又は市町村が設置する施設（児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設）
ケ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項	「企業主導型保育事業」であって「平成28年度企業主導型保育事業の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定めるもの

(4) 貸付額等

① 貸付額

40万円以内。貸付回数は一人1回限りとします。対象経費の例は別表3のとおりです。

② 対象経費

保育士として就職する際に必要となる経費が対象となります。

※生活費や就職準備に結びつかない経費は対象外となります。

【別表3】

ア) 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
イ) 転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料
ウ) 保育所等で使用する被服費
エ) 保育所等の勤務に復帰するにあたり研修等の費用
オ) 通勤用の自転車やバイク（自動車の購入費用は対象となりません）
カ) 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用
キ) 子どもの預け先を探す際の活動に必要とする費用 など

(5) 貸付利子

無利子です。

ただし、返還が生じ返還期限を過ぎた場合は、3%の延滞利子が発生します。

(6) 連帯保証人

貸付を受ける者と連帯して債務を負担する能力がある連帯保証人(原則として貸付申込者と同一市町村の方)が1人必要です。

また、貸付申請者の親族等が連帯保証人となる場合で、1人では債務を負担することが難しいときは、債務を負担できる連帯保証人がもう1人必要となります。

※下記に該当する方は原則として連帯保証人になることはできません。

- ① 債務整理中である(自己破産や個人再生等)
- ② 他の借入金の返済を滞納している
- ③ 申請日において未成年もしくは75歳以上である
- ④ 本事業の申込または借入中及び連帯保証人

(7) 貸付の申請

貸付を希望する場合は、就労開始日の前後2ヶ月以内に下記の①～⑦の書類を提出してください(市町村役場等が発行する証明書については、3ヶ月以内に発行されたものを提出してください)。

【提出書類】

- ① 保育士就職準備金貸付申請書(様式第1-②号)
- ② 申請者の住民票謄本(発行後3ヶ月以内でマイナンバーの記載がない物)
- ③ 連帯保証人の住民票抄本(連帯保証人の住民票が③に含まれる場合は提出不要)
- ④ 申請者及び連帯保証人の印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のもの)
- ⑤ 連帯保証人の源泉徴収票または課税証明書(市町村が発行する証明書)
- ⑥ 保育士証の写し
- ⑦ 保育所等で勤務経験がある方は、直近の離職を証明する書類(離職票や業務従事届(様式第10号等))
- ⑧ 新たに保育所等に就職すること(またはしたこと)を証明する書類(就職証明書(様式第17号等))

(8) 貸付決定の方法

県社協にて審査を行い、貸付の可否を決定します。

申込内容によっては、不承認や希望する額よりも少額で決定する場合があります。

(9) 貸付方法

貸付が決定後、本会と貸付決定者間で『保育士就職準備金借用書(様式第5-②号)』により契約を締結します。

契約締結後、貸付決定者の指定する金融機関の口座に貸付金を振り込みます。

(10) 貸付契約の解除

貸付決定後、下記のいずれかに該当する場合は貸付契約を解除します。

- ① 退職したとき。
- ② 心身の故障のため保育士業務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ③ 死亡したとき。
- ④ 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき。
- ⑤ 貸付けを受けることを辞退したとき。
- ⑥ その他就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(11) 返還について

- ① 次のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還していただきます。
 - ア) 退職したとき。
 - イ) 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
 - ウ) 死亡したとき。
 - エ) 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき。
 - オ) 貸付けを受けることを辞退したとき。
 - カ) その他就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- ② 返還期間は、最大 12 か月以内となります。
- ③ 返還方法は、月賦または半年賦とし、返還事由が発生した翌月から返還が始まります。

(12) 返還の猶予

次のいずれかに該当する場合は、返還の対象となっても返還を猶予することができますので、御相談ください。

- ① 青森県内において、別表 2 に掲げる事業所で保育士の業務に従事しているとき。
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還が困難と認められるとき。

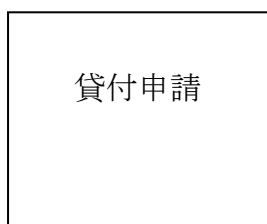
(13) 返還債務の免除

次のいずれかに該当する場合は、貸付金の返還が免除されます。

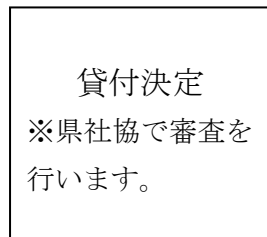
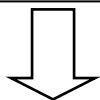
- ① 2 年間、青森県内において別表 2 に掲げる事業所で保育士の業務に従事したとき。
- ② 保育士の業務に従事している期間中に業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2. 申込等の手続き

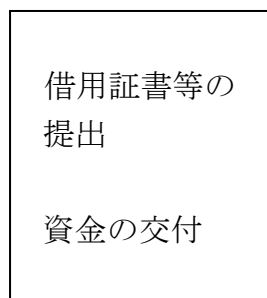
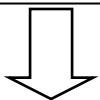
(1) 貸付申込の手続き



- ① 「保育士就職準備金貸付申請書」(様式第 1-②号) 等に必要事項を御記入のうえ、添付書類とあわせて県社協に提出してください。



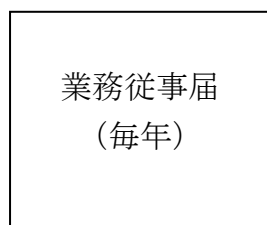
- ② 県社協が審査を行い、貸付金額や貸付の可否を決定します。
- ③ 審査結果は、県社協から借受人に直接通知します。その際、「借用証書」(様式第 5-②号) の様式等を送付します。



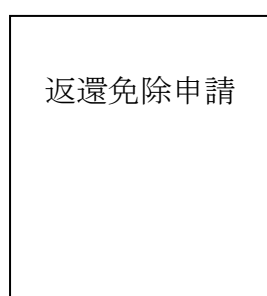
- ④ 記入・押印した借用証書等を県社協に提出してください。県社協で「借用証書」等を確認後、申請者本人の銀行口座に振り込みます。

(2) 貸付後の手続き

青森県内の保育所等で2年間保育士として従事した場合は、返還が免除されます。毎年、就業状況を確認しますので、「業務従事届」(様式第 10 号) を提出してください。



- ① 保育士として別表 2 に従事している期間中は、毎年「業務従事届」を提出してください。



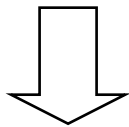
- ② 2年間継続して従事したときは、貸付金の返還が全額免除されますので、下記書類を県社協に提出してください。
 - ・ 修学資金返還債務免除申請書 (様式第 7-①号)
 - ・ 従事期間満了報告書 (様式第 8 号)

(3) 返還時の手続き

別表2に掲げる事業所等で2年間継続して保育士として業務に従事しなかった場合、返還となりますので、以下の手続きが必要となります。

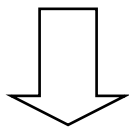
返還計画申請

- ① 以下の書類を県社協宛に提出してください。
- ・貸付契約の解除届（様式第6号）
 - ・業務従事届（様式第10号）
 - ・返還計画書（様式第12号）



返還計画の承認 貸付金の返還

- ② 提出された「返還計画書」を審査し、承認された場合、返還計画表を発行しますので、返還計画表に基づき、返還してください。
- ③ 支払期限を過ぎた場合、3%の延滞利子が加算されます。



返還完了

- ④ 返還完了後、県社協から返還完了の通知を送付します。

(4) その他の手続き

住所・氏名・勤務先等に変更があった場合は下記のとおり手続きを行ってください。

住所・氏名・ 勤務先等を変更 した場合

- ① 住所・氏名等に変更があった場合は、以下の書類を提出してください。
- ・記載事項変更届（様式第9号）
 - ・証明書類
- ② 勤務先を変更した場合は、それまで勤務していた事業所と新しく勤務することになった事業所から下記の書類を証明していただき、県社協に提出してください。
- ・業務従事届（様式第10号）

3. 届出及び提出書類について

次のいずれかの事由が発生した際は必要書類を県社協まで提出してください。

(1) 貸付申請時に提出する書類

事由	提出書類	様式等	備考
貸付申請時	保育士就職準備金貸付申請書	様式第 1-①号	
	申請者の住民票謄本	3ヶ月以内に市町村が発行したもの	マイナンバーの記載がないもの
	連帯保証人の住民票抄本		
	申請者及び連帯保証人の印鑑証明書		
	連帯保証人の源泉徴収票または課税証明書	課税証明書の場合、市町村が発行するもの	
	保育士証の写し		
	業務従事届	様式第 10 号	離職票等でも可
	就職証明書	様式第 17 号	労働条件通知書等でも可
貸付決定時	借用証書	様式第 5-②号	
	振込口座申込（変更）届	様式第 18 号	
	振込通帳のコピー		

(2) 変更事項がある場合に提出する書類

事由	提出書類	様式等	備考
借受人・連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更	記載事項変更届	様式第 9 号	
	変更があったことを証明できる書類 (例) 住所変更の場合、住民票		
連帯保証人を変更する場合	連帯保証人変更願	様式第 15 号	
	住民票	3ヶ月以内に市町村が発行したもの	変更後の連帯保証人に係るもの
	印鑑証明書		
	源泉徴収票または課税証明書		
業務従事先を変更した場合	業務等変更届	様式第 11 号	
	業務従事届	様式第 10 号	
休職・復職したとき	業務等変更届	様式第 11 号	
	事由を証明する書類		

(3) 返還猶予及び返還免除申請時に提出する書類

事由	提出書類	様式等	備考
返還免除申請時	返還債務免除申請書	様式第 7-①号	
	業務従事期間満了報告書	様式第 8 号	
返還猶予申請時	業務従事届	様式第 10 号	
	返還債務履行猶予申請書	様式第 14 号	

(4) 貸付金を返還する場合に提出する書類

事由	提出書類	様式等	備考
退職等により業務に従事しなくなったとき	貸付契約の解除届	様式第 6 号	
	業務従事届	様式第 10 号	
	返還計画書	様式第 12 号	
災害・疾病等により業務に従事できなくなったとき	貸付契約の解除届	様式第 6 号	
	返還債務免除申請書	様式第 7-①号	
	業務従事届	様式第 10 号	
	返還計画書	様式第 12 号	

4. よくある質問

P. 10

- Q 1. 保育補助として内定をもらい、働くことになりました。貸付を申し込むことは可能ですか。
- Q 2. 放課後等デイサービスで保育士として働くことになりました。貸付を申し込むことは可能ですか。
- Q 3. 貸付金の上限 40 万円となっていますが、限度額で申し込みしてもいいですか。
- Q 4. 貸付金の使途の証明として、領収書やレシート等の提出は必要ですか。
- Q 5. 貸付決定後、同じ事業所で返還免除対象業務に従事しています。事業所が変わっていないので、2 年目以降は『業務従事届』（様式第 10 号）を提出しなくてもいいのでしょうか。
- Q 6. 雇用形態がパートやアルバイト、派遣社員でも返還免除対象となりますか。
- Q 7. 転職して別の事業所で働くことになりましたが、返還免除の条件である「2 年間」とは、継続して 2 年間ですか。それとも通算 2 年間ですか。

P. 11

- Q 8. 所属する法人の人事異動により、県外の事業所で従事することになりました。返還対象となりますか。
- Q 9. 返還免除対象業務に従事していましたが、心身の故障により退職することになった場合、何か手続きはありますか。
- Q 10. 連帯保証人が離職して収入が無くなったため、連帯して債務を負担することができなくなりました。何か手続きは必要ですか。
- Q 11. 結婚して県外へ行くことになりました。現在の事業所は退職しますが、県外でも保育士として従事する予定です。この場合は返還免除対象業務として認められますか。
- Q 12. 産休・育休を取得することになりました。この場合、どのようになりますか。
- Q 13. 貸付を受けてから 2 年未満で他業種に転職したため、貸付金を全額返還しました。その後、また保育士として働くこととなりましたが、再度この貸付を申請することはできますか。
- Q 14. 保育士養成校在学中に修学資金の貸付を受けていたことがあります。就職準備金の貸付は申し込めますか。

Q 1. 保育補助として内定をもらい、働くことになりました。貸付を申し込むことは可能ですか。

A 1. こちらの貸付は、あくまで保育士資格を持ち、保育士として働く方のみ申請可能となっております。従って、保育補助として勤務する場合は貸付申請ができません。

Q 2. 放課後等デイサービスで保育士として働くことになりました。貸付を申し込むことは可能ですか。

A 2. 放課後等デイサービスは貸付対象外となります。また、その他にも対象外となる事業所がありますので、御注意ください。なお、貸付対象となる事業所はP1からP2の別表4に記載のものとなります。

Q 3. 貸付金の上限 40 万円となっていますが、限度額で申し込みしてもいいですか。

A 3. 上限額の 40 万円で申し込みしていただいて構いません。
ただし、こちらの貸付金は保育士として就職する際に必要となる経費に使用していいことになっています。それ以外への使用が認められた場合、返還していただくこともありますので、ご注意ください。貸付金の使用例はP2の『対象経費』に記載の通りです。

Q 4. 貸付金の使途の証明として、領収書やレシート等の提出は必要ですか。

A 4. 申込時に提出していただく『就職準備金借用証書』（様式第1-②号）に貸付金の使用目的を記載していただくので、レシート等を提出していただく必要はありません。
ただし、使途が不明瞭な場合は、内訳を確認させていただくことがあります。

Q 5. 貸付決定後、同じ事業所で返還免除対象業務に従事しています。事業所が変わっていないので、2年目以降は『業務従事届』（様式第10号）を提出しなくてもいいのでしょうか。

A 5. 返還免除となるまで毎年必ず『業務従事届』（様式第10号）を提出していただきます。事業所が変わっていない場合でも、提出を省略することはできません。
なお、期限までに『業務従事届』（様式第10号）の提出がない場合、返還免除対象業務に従事していることが確認できないため、返還していただくこととなります。

Q 6. 雇用形態がパートやアルバイト、派遣社員でも返還免除対象となりますか。

A 6. 週 20 時間以上返還免除対象業務に従事しているのであれば、パートやアルバイト、派遣社員でも認められます。

Q 7. 転職して別の事業所で働くことになりましたが、返還免除の条件である「2年間」とは、継続して2年間ですか。それとも通算2年間ですか。

A 7. 原則として、継続して2年間返還免除対象業務に従事する必要がありますが、退職した場合でも青森県内等の事業所に再度就職し、返還免除対象業務に従事した場合は、通算2年間従事すれば返還免除の対象となります。
ただし、退職した日の属する月の翌月中には返還免除対象業務に従事していることが条件となります。

Q 8. 所属する法人の人事異動により、県外の事業所で従事することになりました。返還対象となりますか。

A 8. 人事異動により県外で従事する場合は、返還免除対象業務に従事しているとみなすことができます。この場合、従事先の事業所が変更となるので、『記載事項変更届』（様式第 9 号）と『業務従事届』（様式第 10 号）と住民票（※転居を伴う場合）を提出してください。
※自己都合により県外で働くことになった場合は、返還となります。

Q 9. 返還免除対象業務に従事していましたが、心身の故障により退職することになった場合、何か手続きはありますか。

A 9. 業務上の都合により借受人が死亡または心身を故障した場合は、返還が免除されますので『修学資金返還免除申請書』（様式第 7-①号）と証明書類を提出してください。ただし、業務外の理由による死亡または心身の故障の場合は返還となります。

Q10. 連帯保証人が離職して収入が無くなったため、連帯して債務を負担することができなくなりました。何か手続きは必要ですか。

A10. ただちに連帯保証人の変更手続きを行う必要があります。『連帯保証人変更願』（様式第 15 号）のほか、新たに連帯保証人となる方の住民票、収入が分かる証明書（課税証明書または源泉徴収票）、印鑑登録証明書を提出してください。

Q11. 結婚して県外へ行くことになりました。現在の事業所は退職しますが、県外でも保育士として従事する予定です。この場合は返還免除対象業務として認められますか。

A11. この場合、自己都合による県外での従事のため、返還が必要となります。

Q12. 産休・育休を取得することになりました。この場合、どのようになりますか。

A12. 『業務等変更届』（様式第 11 号）と産休・育休を証明する書類を提出していただければ、業務を中断したとしても、引き続き返還免除対象業務に従事しているとみなすことができます。ただし、休業中は返還免除対象期間には算入されません。

Q13. 貸付を受けてから 2 年未満で他業種に転職したため、貸付金を全額返還しました。その後、また保育士として働くこととなりましたが、再度この貸付を申請することはできますか。

A13. この貸付は一人一回限りとしていますので、再度申し込むことはできません。

Q14. 保育士養成校在学中に修学資金の貸付を受けていたことがありますが、就職準備金の貸付は申し込みますか。

A14. 保育士修学資金の貸付を受けたことがある方で、卒業時に就職準備金を利用した方は本貸付を申し込むことはできませんが、就職準備金を利用しなかった方については、申し込み可能です。

5. 様式と記入例、実施要綱

様式番号	様式名	様式 ページ	記入例 ページ
様式第1-②号	就職準備金貸付申請書	14	16
様式第5-②号	保育士就職準備金借用証書	18	19
様式第6号	貸付契約の解除届	20	21
様式第7-②号	就職準備金返還債務免除申請書	22	23
様式第8号	業務従事期間満了報告書	24	25
様式第9号	記載事項変更届	26	27
様式第10号	業務従事届	28	29
様式第11号	業務等変更届	30	31
様式第12号	返還計画書	32	33
様式第13号	返還方法変更届	34	35
様式第14号	返還債務履行猶予申請書	36	37
様式第15号	連帯保証人変更願	38	39
様式第16号	被貸付者死亡届	40	41
様式第17号	就職証明書	42	43
様式第18号	振込口座申込(変更)届	44	45

実施要綱	ページ
社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱	46

保育士就職準備金貸付申請書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

下記のとおり貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者 (自署)	フリガナ		性別			
	申請者氏名	印	男・女	生年月日	年 月 日 (歳)	
	現住所	〒 -				
	電話番号	(自宅)		(携帯)		
	メールアドレス	(PC)		(携帯)		
	新たな勤務先	施設名				
		勤務開始 予定年月日	年 月 日	1週間あたり の勤務時間	時間	
	直近の退職状況 (保育士に限る)	施設名		離職年月日	年 月 日	
	保育士資格	登録番号		登録年月日	年 月 日	
	希望金額	円 ※上限40万円以内 ※千円未満切り捨て				
	本貸付及び 他の借入の状況	<input type="checkbox"/> これまでに保育士就職準備金貸付を受けたことはありません <input type="checkbox"/> これまでに保育士修学資金の就職準備金の貸付を受けたことはありません				
	貸付金の使途 (該当するものに全て ○をつけてください)	ア 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用				
		イ 転居先の賃貸物件の借上げに伴う礼金や仲介手数料				
ウ 保育所等で使用する被服費						
エ 保育所等の勤務に復帰するにあたり研修等を受けた際の研修費用						
オ 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費						
カ 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用						
キ 子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用						
ク その他()						

※裏面あり

連帯保証人 (自署)	フリガナ			申請者との関係		
	氏名	印			生年月日	年 月 日 (歳)
	住所	〒 -				
	電話番号	自宅			携帯	
	勤務先	名称			前年度の年収	円
		住所	〒 -		電話番号	
	負債状況	有・無	内容			金額
状況		申請中・受給中・借受中・猶予中(措置中)・滞納・債務整理中・免責・その他()				

生計を一にする 世帯状況 (申請者以外)	氏名	続柄	同居・別居	職業	勤務先・学校名等
	(歳)				
	(歳)				
	(歳)				
	(歳)				
	(歳)				
	(歳)				

■申請に当たっての留意ならびに同意事項

- 1.この貸付申請書の記載事項が真実かつ正確であることを保証します。
- 2.申請者及び連帯保証人は、本資金の関係法令及び要綱等に従います。
- 3.申請者及び連帯保証人は、貸付申請書の記載事項及び添付書類の真実確認を行うことに同意します。
- 4.貸付決定後、申請者及び連帯保証人の状況に変化があった場合は、すぐに青森県社会福祉協議会に届出します。
- 5.申請者は、在学、就労、退職等、必要な情報を把握するため、青森県社会福祉協議会が申請者に報告を求めることに同意します。

保育士就職準備金貸付申請書

令和●●年●●月●●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

下記のとおり貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者 (自署)	フリガナ	フクシ タロウ		性別		
	申請者氏名	福祉 太郎		生年月日	平成●●年●●月●●日 (●●歳)	
	現住所	〒●●●-●●●● 青森県青森市中央●丁目●-●				
	電話番号	(自宅)	●●●-●●●-●●●●	(携帯)	●●●-●●●●-●●●●	
	メールアドレス	(PC)	●●●@●●●	(携帯)	●●●@●●●	
	新たな勤務先	事業所名	青森福祉保育園			
		勤務開始 予定年月日	令和●●年●●月●●日	1週間あたり の勤務時間	40時間	
	直近の退職状況 (保育士に限る)	施設名	青森県社協保育園 <input type="checkbox"/> ← 保育士未経験の方は左に☑してください。	退職年月日	令和●●年●●月●●日	
	保育士資格	登録番号	●●●●●	登録年月日	平成●●年●●月●●日	
	希望金額	400,000円 ※上限40万円以内 ※千円未満切り捨て				
本貸付及び 他の借入の状況	<input checked="" type="checkbox"/> これまでに保育士就職準備金貸付を受けたことはありません <input checked="" type="checkbox"/> これまでに保育士修学資金の就職準備金の貸付を受けたことはありません					
貸付金の用途 (該当するものに全て ○をつけてください)	ア 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用					
	イ 転居先の賃貸物件の借上げに伴う礼金や仲介手数料					
	<input checked="" type="radio"/> 保育所等で使用する被服費					
	<input checked="" type="radio"/> 保育所等の勤務に復帰するにあたり研修等を受けた際の研修費用					
	オ 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費					
	カ 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用					
	キ 子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用					
ク その他(練習用の電子ピアノの購入、書類等作成用のパソコンの購入、参考図書の購入、スーツの購入)						

※裏面あり

連帯保証人 (自署)	フリガナ	フクシ イチロウ		申請者との関係			
	氏名	福祉 一郎		父	生年月日	昭和●●年●●月●●日 (●●歳)	
	住所	〒●●● - ●●●● 青森県青森市中央●丁目●-●					
	電話番号	自宅	●●●-●●●-●●●●		携帯	●●●-●●●●-●●●●	
	勤務先	名称	株式会社●●●●			前年度の年収	●●●万円
		住所	〒●●● - ●●●● 青森県青森市●丁目●-●			電話番号	●●●-●●●-●●●●
負債状況	有・無	内容	住宅ローン、マイカーローン		金額	3,500万円	
	状況	申請中・受給中・借受中・猶予中(措置中)・滞納・債務整理中・免責・その他()					

生計を一にする 世帯状況 (申請者以外)	氏名	続柄	同居・別居	職業	勤務先・学校名等
	福祉 一郎 (50 歳)	父	同居	会社員	株式会社●●●●
	福祉 青子 (48 歳)	母	同居	会社員	社会福祉法人●●
	福祉 治郎 (16 歳)	弟	同居	高校生	●●高等学校
	(歳)				
	(歳)				
	(歳)				

■申請に当たっての留意ならびに同意事項

- 1.この貸付申請書の記載事項が真実かつ正確であることを保証します。
- 2.申請者及び連帯保証人は、本資金の関係法令及び要綱等に従います。
- 3.申請者及び連帯保証人は、貸付申請書の記載事項及び添付書類の真実確認を行うことに同意します。
- 4.貸付決定後、申請者及び連帯保証人の状況に変化があった場合は、すぐに青森県社会福祉協議会に届出します。
- 5.申請者は、在学、就労、退職等、必要な情報を把握するため、青森県社会福祉協議会が申請者に報告を求めることに同意します。



保育士就職準備金 借用証書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 会長 殿

	貸付番号	第 号		
	フリガナ			
	氏名	印		
	生年月日	年 月 日	年齢	歳
	住所	〒 ー		
自宅電話		携帯電話		

私は、次のとおり修学資金の貸付を受けました。

つきましては、「社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱」に従い、本事業の各種書類を滞りなく提出するほか、貸付後は保育士として青森県内において返還免除対象業務に従事することを誓約します。

また、上記の誓約に反した事項が発生したときは、本事業の要綱等の規定に従い、借用金額を返還します。

借用金額	円
------	---

私は、借受人に上記の誓約のとおり履行させるとともに、借受人が履行しない場合は、その債務を連帯して負担します。

連帯保証人:住 所
(自 署)

氏 名 印



保育士就職準備借用証書

令和●年●月●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 会長 殿

	貸付番号	第●●●●●●号		
	フリガナ	フシ タロウ		
	氏名	福祉 太郎 福祉		
	生年月日	平成●年●月●日	年齢	●●歳
	住所	〒 ●●● - ●●●●		
		青森県青森市中央●丁目●-●		
自宅電話	●●●-●●●-●●●●	携帯電話	●●●-●●●●-●●●●	

私は、次のとおり修学資金の貸付を受けました。

つきましては、「社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱」に従い、本事業の各種書類を滞りなく提出するほか、貸付後は保育士として青森県内において返還免除対象業務に従事することを誓約します。

また、上記の誓約に反した事項が発生したときは、本事業の要綱等の規定に従い、借用金額を返還します。

借用金額	400,000円
------	----------

私は、借受人に上記の誓約のとおり履行させるとともに、借受人が履行しない場合は、その債務を連帯して負担します。

連帯保証人:住所 青森県青森市中央●丁目●-●
(自署)

氏名 福祉 一郎



(様式第6号)

貸付契約の解除届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

決定番号 第 号

申請者 住 所

氏 名 ⑩

電 話 ()

保育士修学資金(就職準備金)の貸付契約を解除したいので、社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

・ 解除する理由

貸付契約の解除届

令和●年●月●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付決定通知書に記載
があります

決定番号 第 ●●●●● 号

申請者 住 所 青森県青森市中央●丁目●-●

氏 名 福祉 太郎

電 話 ●●●(●●●●)●●●●

福祉

保育士修学資金(就職準備金)の貸付契約を解除したいので、社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- ・ 解除する理由
退職した等、貸付解除となる理由を記入してください。

就職準備金返還債務免除申請書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

決定番号	第 号	
フリガナ	生年月日	
氏名	Ⓜ	年 月 日(歳)
自宅住所	〒 ー	
電話番号	(自宅)	(携帯)

就職準備金の返還の債務の免除を受けたいので、社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第12条第2項・同条第3項・第16条第3項の規定により、次のとおり申請します。

借入日	年 月 日		
借入金額	円		
返還済額	円		
返還猶予を受けた期間	年 月から 年 月まで (年 ヶ月)	返還免除済額	円
		返還免除申請額	円
申請理由(※)	1 返還免除対象業務に2年以上従事 2 死亡 3 心身の故障 4 その他()	理由発生 年月日	年 月 日
現在若しくは直近の就業先	所在地及び電話番号	〒 ー 電話 ()	
	名称		
借入後の状況	期 間		就業先
	年 月 から 年 月 まで・現在	年 ヶ月	所在地
	年 月 から 年 月 まで・現在	年 ヶ月	県内 県外
修業に関する資格	修業期間		ヶ月

※ 申請理由において、1返還免除対象業務に従事の場合は業務従事期間満了報告書(様式第8号)を、2死亡の場合は死亡診断書を、3心身の故障の場合は医師の診断書をそれぞれ添付してください。

就職準備金返還債務免除申請書

令和●年●月●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付決定通知書に記載
があります

決定番号	第 ●●●●● 号
フリガナ	フクシ タロウ 生年月日
氏名	福祉 太郎 福祉 平成●年●月●日(●●歳)
自宅住所	〒●●●●-●●●● 青森県青森市中央●丁目●-●
電話番号	(自宅)●●●●-●●●●-●●●● (携帯)●●●●-●●●●-●●●●

就職準備金の返還の債務の免除を受けたいので、社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第12条第2項・同条第3項・第16条第3項の規定により、次のとおり申請します。

借入日	令和●年●月●日		
借入金額	400,000円 ※借入した金額を記載		
返還済額	0円		
返還猶予を受けた期間	年 月から	返還免除済額	円
	年 月まで (年 ヶ月)	返還免除申請額	円
申請理由(※)	①返還免除対象業務に2年以上 2 死亡 3 心身の故障 4 その他()	理由発生 年月日	令和●年●月●日 返還免除業務を満了した日を記載する。 例:令和4年4月から新たな保育所等で2年 間従事した場合、令和7年3月31日となる。
現在若しくは直近の就業先	所在地及び 電話番号	〒●●●●-●●●● 青森県青森市●●丁目●-● 電話●●●●(●●●●)●●●●	
	名 称	青森福祉保育園	
借入後の状況	期 間	就業先	所在地
	令和●年 ●月 から 年 月 まで (現在)	5年 ヶ月	青森福祉保育園 (県内)
	年 月 から 年 月 まで ・ 現在	年 ヶ月	青森福祉保育園 (県内)
修業に関する資格	修業期間	ヶ月	

※ 申請理由において、1返還免除対象業務に従事の場合は業務従事期間満了報告書(様式第8号)を、2死亡の場合は死亡診断書を、3心身の故障の場合は医師の診断書をそれぞれ添付してください。

(様式第8号)

業務従事期間満了報告書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

決定番号	第 号	
フリガナ		生年月日
氏名	Ⓜ	年 月 日(歳)
自宅住所	〒 ー	
電話番号	(自宅)	(携帯)

社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第12条第1項の規定による貸付金の返還の債務の免除を受けることのできる期間、返還免除対象業務に従事したので、同条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

業務従事先	住所	〒 ー	
	電話番号		
	施設名及び所属団体名		
	業務内容		
業務従事期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

業務従事先の施設(所属団体)の長
の職及び氏名

印

(様式第8号)

業務従事期間満了報告書

令和●年●月●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付決定通知書に記載
があります

決定番号	第 ●●●●● 号	
フリガナ	フクシ タロウ	生年月日
氏名	福祉 太郎	平成●●年●月●日(●●歳)
自宅住所	〒●●●●-●●●● 青森県青森市中央●丁目●-●	
電話番号	(自宅)●●●-●●●-●●●●	(携帯)●●●-●●●-●●●●

社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第12条第1項の規定による貸付金の返還の債務の免除を受けることのできる期間、返還免除対象業務に従事したので、同条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

業務従事先	住所	〒●●●●-●●●● 青森県青森市●町●丁目●-●
	電話番号	●●●-●●●-●●●●
	施設名及び所属団体名	青森福祉保育園
	業務内容	保育士
業務従事期間	令和●年●月●日 から 令和●年●月●日 まで ※雇用開始日から証明日までの日付を記載	

事業所記載欄

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和●年●月●日

業務従事先の施設(所属団体)の長
の職及び氏名

園長 八戸 タロウ

園社青
長保森
之育福

(様式第9号)

記載事項変更届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

決定番号	第	号
フリガナ		生年月日
氏名	Ⓜ	年 月 日(歳)
自宅住所	〒 -	
電話番号	(自宅)	(携帯)

社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項 (項目を○で囲む。) ※カッコ内の書類を添付してください。	1 氏名 (戸籍抄本)
	2 住所 (住民票)
	3 退学 (退学証明書等)
	4 心身の故障 (医師の診断書等)
	5 休学・停学・復学 (各証明書等)
	6 貸付の辞退 理由:
	7 連帯保証人の氏名等の変更 (連帯保証人となる者の戸籍抄本、住民票等。転職した場合は、転職したことが分かる書類)
	8 その他
変更が発生した期日	年 月 日
変更が発生した理由	
届出事項変更前	
届出事項変更後	

(様式第9号)

記載事項変更届

令和●年●月●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付決定通知書に記載
があります

決定番号	第 ●●●●●●●● 号	
フリガナ	フクシ タロウ	生年月日
氏名	福祉 太郎	平成●年●月●日(●●歳)
自宅住所	〒●●●●-●●●● 青森県青森市●町●丁目●-●	
電話番号	(自宅)●●●●-●●●●-●●●●	(携帯)●●●●-●●●●-●●●●

社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項 (項目を○で囲む。) ※カッコ内の書類を添付してください。	1 氏名 (戸籍抄本)
	2 住所 (住民票)
	3 退学 (退学証明書等)
	4 心身の故障 (医師の診断書等)
	5 休学・停学・復学 (各証明書等)
	6 貸付の辞退 理由:
	7 連帯保証人の氏名等の変更 (連帯保証人となる者の戸籍抄本、住民票等。転職した場合は、転職したことが分かる書類)
	8 その他
変更が発生した期日	令和●年●月●日
変更が発生した理由	引越しの為
届出事項変更前	青森県青森市中央●丁目●-●
届出事項変更後	青森県青森市●町●丁目●-●

(様式第10号)

業 務 従 事 届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

決定番号	第 号	
フリガナ		生年月日
氏名	印	昭和・平成 年 月 日(歳)
自宅住所	〒 ー	
電話番号	(自宅)	(携帯)

()として従事したので、青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱等の規定により、次のとおり届け出ます。

業務従事先	所在地	〒 ー	
	電話番号		
	施設名及び所属団体名		
	職種		
勤務形態	常勤(フルタイム勤務)	非常勤	パート
業務従事期間	年 月 日 から	ア. 年 月 日	
		イ. この届出を記入した日にちまで	
業務従事時間	週	時間	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

業務従事先の施設(所属団体)の長の職及び氏名

印

業 務 従 事 届

令和●年●月●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付決定通知書に記載があります

決定番号	第 ●●●●●● 号
フリガナ	フクシ タロウ 生年月日
氏名	福祉 太郎 平成 ●● 年 ● 月 ● 日 (●● 歳)
住所	〒 ●●●●-●●●●●● 青森市中央●丁目●-●
電話番号	(自宅) ●●●●-●●●●-●●●● (携帯) ●●●●-●●●●-●●●●

(保育士)として従事したので、青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱等の規定により、次のとおり届け出ます。

業務従事先	所在地	〒 ●●●●-●●●●●● 青森県青森市●町●丁目●-●
	電話番号	●●●●-●●●●-●●●●
	施設名及び所属団体名	青森福祉保育園
	職種	保育士
勤務形態	常勤(フルタイム勤務) 非常勤 パート	
業務従事期間	令和●年●月●日 から	ア. 年 月 日
		イ. この届出を記入した日にちまで
業務従事時間	週 40 時間	

アは、退職済みの場合に○をつけ、退職日を記載

イは、現在も在職中の場合に○をつける

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和●年●月●日

業務従事先の施設(所属団体)の長の職及び氏名 園長 八戸 福郎

園 祉 青
保 森
育 福

(様式第11号)

業 務 等 変 更 届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

決定番号	第 号	
フリガナ		生年月日
氏名	Ⓜ	年 月 日(歳)
自宅住所	〒 ー	
電話番号	(自宅)	(携帯)

社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第13条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項 (項目を○で囲む。)	1 就業先又は就業地の変更 (新たに就業した施設等の長の証明書の写しを添付してください。)
	2 退職 (退職証明書を添付してください。)
	3 業務の中断・復職 (就業している施設等の長の証明書の写しを添付してください。)
変更が発生した期日	年 月 日
変更が発生した理由	
届出事項変更前	(変更事項2の退職の場合は、記載不要)
届出事項変更後	(変更事項2の退職の場合は、記載不要)

(様式第11号)

業 務 等 変 更 届

令和●●年●●月●●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付青森県決定通知書
に記載があります

決定番号	第 ●●●●●●●● 号	
フリガナ	フクシ タロウ	生年月日
氏名	福祉 太郎	平成●●年●●月●●日(●●歳)
自宅住所	〒●●●●-●●●● 青森県青森市中央●丁目●-●	
電話番号	(自宅)●●●●-●●●●-●●●●	(携帯)●●●●-●●●●-●●●●

社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第13条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項 (項目を○で囲む。)	① 就業先又は就業地の変更 (新たに就業した施設等の長の証明書の写しを添付してください。)
	2 退職 (退職証明書を添付してください。)
	3 業務の中断・復職 (就業している施設等の長の証明書の写しを添付してください。)
変更が発生した期日	令和●●年●●月●●日
変更が発生した理由	転職のため
届出事項変更前	青森福祉保育園 (変更事項2の退職の場合は、記)
届出事項変更後	八戸福祉保育園 (変更事項2の退職の場合は、記)

返 還 計 画 書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

決定番号 第 号

住所

氏名 ⑩

電 話 ()

連帯保証人

住所

氏名 ⑩

電 話 ()

社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱に基づき貸付金を次により返還します。

- 1 返還総額 円
- 2 返還方法及び返還額 月賦 ・ 半年賦 円ずつ
(※ ○で囲んでください。)
- 4 返還期間 年 月 日 から 月間
※月賦・半年賦の場合 年 月 日 まで

返 還 計 画 書

令和●年●月●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付決定通知書に記載
があります

決定番号 第 ●●●●● 号

住所 青森市中央●丁目●-●

氏名 福祉 太郎

電 話 ●●●●(●●●●)●●●●

連帯保証人

住所 青森市中央●丁目●-●

氏名 福祉 一郎

電 話 ●●●●(●●●●)●●●●

福祉

福祉

社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱に基づき貸付金を次により返還します。

月賦または半年賦を
丸で囲ってください。

- 1 返還総額 400,000 円
- 2 返還方法及び返還額 月賦 半年賦 200,000 円ずつ
(※ ○で囲んでください。)
- 4 返還期間 令和●年●月●日 から 12 月間
※月賦・半年賦の場合 令和●年●月●日 まで

返 還 方 法 変 更 届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

決定番号 第 号

住所

氏名 ㊟

電 話 ()

連帯保証人

住所

氏名 ㊟

電 話 ()

貸付金の返還の方法を変更したいので、社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第14条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 返還総額 円

2 返還済額 円

3 変更内容

	返還方法	金 額(円)	返還期間
変更前			
変更後			

返 還 方 法 変 更 届

令和4年7月1日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付決定通知書に記載
があります

決定番号 第 ●●●●●● 号

住所 青森県青森市中央●丁目●-●

氏名 福祉 太郎

電 話 ●●●●(●●●●)●●●●

連帯保証人

住所 青森県青森市中央●丁目●-●

氏名 福祉 一郎

電 話 ●●●●(●●●●)●●●●

福祉

福祉

貸付金の返還の方法を変更したいので、社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第14条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 返還総額 400,000円
- 2 返還済額 200,000円
- 3 変更内容

	返還方法	金 額(円)	返還期間
変更前	半年賦	200,000円	令和4年7月から令和4年12月
変更後	月賦	初回33,500円、2回目33,300円	令和4年7月から令和4年12月

返還債務履行猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

決定番号	第 号	
フリガナ		生年月日
氏名	①	年 月 日(歳)
自宅住所	〒 -	
電話番号	(自宅)	(携帯)

貸付金の返還の債務の履行の猶予を受けたいので、社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第15条第1項・第3項の規定により、次のとおり申請します。

養成機関 ※修学資金のみ	養成機関名 住所 卒業等年月日	年 月 日 (卒業・中退)		
借入期間	年 月 から	借入金額	円	
	年 月 まで (年 ヶ月)	返済済額	円	
返還猶予を 求める期間	年 月 から	返還免除済額	円	
	年 月 まで (年 ヶ月)	返済猶予申請額	円	
申請理由				
申請理由発生日	年 月 日			
現在の就業先 又は在学先	所在地	〒 -		
	電話番号			
	名称			
借入(卒業) 後の状況	期 間		就業先又は進学先	所在地
	年 月 から	年 ヶ月		県内
	年 月 まで・現在			県外
年 月 から	年 ヶ月		県内	
年 月 まで・現在			県外	

※ 申請理由の内容等を証明できる書類がある場合は、添付してください。

(様式第14号)

返還債務履行猶予申請書

令和●年●月●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付決定通知書に記載
があります

決定番号	第 ●●●●●●●● 号	
フリガナ	フクシ タロウ	生年月日
氏名	福祉 太郎	平成●年●月●日(●●歳)
自宅住所	〒●●●●-●●●● 青森県青森市中央●丁目●-●	
電話番号	(自宅)●●●-●●●-●●●●	(携帯)●●●-●●●●-●●●●

貸付金の返還の債務の履行の猶予を受けたいので、社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第15条第1項・第3項の規定により、次のとおり申請します。

養成機関 ※修学資金のみ	養成機関名 住所 卒業等年月日	年 月 日 (卒業・中退)		
借入期間	令和●年●月 から 令和●年●月 まで (2年 ヲ月)	借入金額	1,600,000円	
		返済済額	0円	
返還猶予を 求める期間	令和●年●月 から 令和●年●月 まで (1年 ヲ月)	返還免除済額	0円	
		返済猶予申請額	1,600,000円	
申請理由	保育士業務起因のうつ病発生により、休職が必要となったため。			
申請理由発生日	令和●年●月●日			
現在の就業先 又は在学先	所在地	〒●●●●-●●●● 青森県青森市●町●丁目●-●		
	電話番号	●●●●-●●●●-●●●●		
	名称	青森福祉保育園		
借入(卒業) 後の状況	期 間		就業先又は進学先	所在地
	令和●年●月 から 年 月 まで・現在	1年 ヲ月	青森福祉保育園	県内 県外
	年 月 から 年 月 まで・現在	年 ヲ月		県内 県外

※ 申請理由の内容等を証明できる書類がある場合は、添付してください。

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 会長 殿

申請者氏名 _____ 印

連帯保証人変更願

連帯保証人の変更をしたいので、社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第9条第4項の規定により、次のとおり申請します。

現在の連帯保証人		申請者との関係	
変更後の連帯保証人			
変更の理由			

【変更後の連帯保証人の状況】

フリガナ		性別	生年月日		
氏名	印	男・女	昭和・平成	年	月 日(歳)
フリガナ					
現住所	〒 -		申請者との関係		
	(現市町村での居住期間 年 月)		電話()		
職業		月額収入	円	家族数	人
勤務先の名称・所在地	名称				
	所在地	〒 -		電話()	

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 会長 殿

申請者氏名 福祉 太郎

福祉

連帯保証人変更願

連帯保証人の変更をしたいので、社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第9条第4項の規定により、次のとおり申請します。

現在の連帯保証人	福祉 一郎	申請者との関係	父
変更後の連帯保証人	福祉 青子		
変更の理由	現在の連帯保証人が無職となり、安定した収入がなくなったため。		

【変更後の連帯保証人の状況】

フリガナ	フクシ アオコ	性別	生年月日
氏名	福祉 青子 印	男・女	昭和 平成 ●年●月●日(●●歳)
フリガナ	アオモリケンアオモリシチュウオウ●チョウメ		
現住所	〒●●●●-●●●●	申請者との関係	母
	青森県青森市中央●丁目●-●		
	(現市町村での居住期間 25年 月)	電話	●●●(●●●●)●●●●
職業	団体職員	月額収入	300,000円 家族数 3 人
勤務先の名称・所在地	名称	社会福祉法人●●●	
	所在地	〒●●●●-●●●● 青森県青森市●-● 電話 ●●●(●●●●)●●●●	

(様式第16号)

被貸付者死亡届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

連帯保証人 住 所

氏 名

印

電 話 ()

被貸付者が死亡したため、社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第13条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- ・ 被貸付者名
- ・ 被貸付者住所
- ・ 死亡日
- ・ 貸付期間
- ・ 貸付金額

(様式第16号)

被貸付者死亡届

令和●年●月●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

連帯保証人 住 所 青森県青森市中央●丁目●-●

氏 名 福祉 一郎

電 話 ●●●(●●●●)●●●●

福祉

被貸付者が死亡したため、社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第13条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- ・ 被貸付者名 福祉 太郎
- ・ 被貸付者住所 青森県青森市中央●丁目●-●
- ・ 死亡日 令和●年●月●日
- ・ 貸付期間 令和●年●月●日から令和●年●月●日
- ・ 貸付金額 1,600,000円

貸付契約書の貸付期間を記入

就職証明書

年 月 日

業務従事者名	氏名	
	住所	〒 - Tel() -
業務従事先	法人名	
	事業所名称	
	事業所所在地	〒 - Tel() -
業務の種類		
勤務形態	正規職員・非常勤職員・パート・その他() (週 時間勤務)	
業務開始(予定) 年月日	年 月 日から業務に従事 (する ・ している)	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

業務従事先の施設(所属団体)の長の職及び氏名

㊞

就職証明書

令和●年●月●日

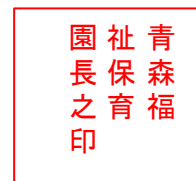
業務従事者名	氏名	福祉 太郎
	住所	〒●●●●-●●●● 青森県青森中央●丁目●-● TEL(●●●)●●●●●-●●●●
業務従事先	法人名	社会福祉法人青森会
	事業所名称	青森福祉保育園
	事業所所在地	〒●●●●-●●●● 青森県青森市●町●-● TEL(●●●)●●●●●-●●●●
業務の種類	保育士	
勤務形態	<input checked="" type="radio"/> 正規職員 <input type="radio"/> 非常勤職員 <input type="radio"/> パート <input type="radio"/> その他() (週 時間勤務)	
業務開始(予定)年月日	令和●年●月●日から業務に従事 (<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> している)	

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和●年●月●日

業務従事先の施設(所属団体)の長の職及び氏名

八戸 タロウ



振込口座申込(変更)届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 会長 殿

借 受 人 住 所

氏 名

印

保育士修学資金等貸付金の振込口座を次の通り申し出ます。

※申出の事由	1. 新規		2. 口座の変更		3. その他()	
振込先	※金融機関名	銀行・信用組合 信用金庫・農協				
	金融機関コード					
	※本・支店名	本店 支店	支店コード			
	※口座種類	1. 普通預金		2. 当座預金		
	口座番号 (左詰め)					
	フリガナ					
	口座名義					

【備考】

- ※欄は該当する番号等に○をつけてください。
- 借受人本人名義の金融機関口座情報を記入してください。
- 通帳のコピー(金融機関名、本・支店名、口座名義等が記載されている部分)を添付してください。

振込口座申込(変更)届

令和●年●月●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 会長 殿

借 受 人 住 所 青森市中央●丁目●-●

氏 名 福祉 太郎

福祉

保育士修学資金等貸付金の振込口座を次の通り申し出ます。

※申出の事由	1. <input checked="" type="radio"/> 新規		2. 口座の変更		3. その他()	
※金融機関名	● ●		銀行・信用組合 信用金庫・農協			
金融機関コード	●	●	●	●		
※本・支店名	● ●		本店 支店	支店コード	●	● ●
※口座種類	<input checked="" type="radio"/> 1. 普通預金		2. 当座預金			
口座番号 (左詰め)	●	●	●	●	●	● ●
フリガナ	フクシ タロウ					
口座名義	福祉 太郎					

【備考】

- ※欄は該当する番号等に○をつけてください。
- 借受人本人名義の金融機関口座情報を記入してください。
- 通帳のコピー(金融機関名、本・支店名、口座名義等が記載されている部分)を添付してください。

社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）に在学し、保育士資格取得を目指す学生に対する修学資金や、保育士資格を持ちながら保育士として勤務していない潜在保育士の再就職支援のための準備に必要な費用、未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に必要な費用（以下「修学資金等」という。）を貸し付けることにより、保育人材の養成及び確保を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 修学資金等の貸付けは、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、「保育士」とは、児童福祉法（昭和22年法律164号。以下「法」という。）第18条の4に規定する者をいう。

2 この要綱において、「養成施設」とは、法第18条の6第1号に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。

(貸付対象者)

第4条 修学資金等の貸付けの対象となる者（以下「貸付対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、いずれの貸付けも他都道府県が実施する同資金を借り受けていないこと。

(1) 保育士修学資金貸付

- ① 青森県内の養成施設に在学している者。（ただし、県外の養成施設の学生となった年度の前年度に青森県に住民登録をしていた者であり、かつ、養成施設での修学のため転居した者についても、対象とすることができる。）
- ② 卒業後に保育士として青森県内に従事する意思を有している者。
- ③ 学業優秀であること。
- ④ 家庭の経済状況等から、真に本修学資金等の貸付けが必要と認められる者。

(2) 就職準備金貸付

以下に掲げる施設又は事業を離職した者又は当該施設等に勤務経験がなく、青森県内において保育士として別表第1に掲げる施設等（以下、「保育所等」という。）に新たに週20時間以上勤務する者。ただし、第6条第1項に定める就職準備金の加算を受けた者を除く。

- ① 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
- ② 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

③ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

④ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

⑤ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

(3) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付（以下「預かり支援事業利用料金一部貸付」という。）

青森県内の保育所等において保育士として勤務し、以下の要件を満たす者

① 未就学児を持ち、保育所等を利用している者

② 保育所等における勤務の時間帯により、子どもの預かり支援に関する事業を利用する者

（貸付期間）

第5条 保育士修学資金貸付の貸付期間は、養成施設に在学する期間とし、2年を限度とする。ただし、病気等の真にやむを得ない事情によって留年したと県社協会長（以下「会長」という。）が認める期間中もこれに含めることができる。なお、正規の修学期間が2年を超える養成施設に在学している場合は、第6条第1項(1)に掲げる額のうち、基本額（学費相当）の2年間に相当する金額の範囲内であれば、正規の修学期間を貸付期間とすることができる。

2 就職準備金貸付の貸付けにあたっては、同一の貸付対象者に対し1回限りとする。

3 預かり支援事業利用料金一部貸付の貸付期間は、未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間とする。ただし、貸付期間は2年を限度とする。

（貸付額及び利子）

第6条 修学資金等の貸付金額は、それぞれ次のとおり定める額とする。

(1) 保育士修学資金貸付

① 基本額（学費相当） 月額 50,000 円以内

② 入学準備金（貸付の初回に加算） 200,000 円以内

③ 就職準備金（卒業時に加算） 200,000 円以内

④ 貸付申請時に下記ア、イのいずれかに定める者であって、養成施設に入学し、在学する者については、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内の加算（以下「生活費加算」という。）をすることができるものとする。ただし、生活費加算と生活保護の受給を同時に受けることはできない。また、基本額（学費相当）を貸し付けずに、生活費加算のみを貸付けることはできない。

ア 貸付申請時において生活保護受給世帯の者であって、養成施設に就学する者

イ 申込者（申込者が被扶養者の場合は扶養者）が前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- イ) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税
- ロ) 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免
- ハ) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 89 条又は第 90 条に基づく国民年金の掛金の減免
- ニ) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

(2) 就職準備金貸付

就職に際して必要な経費として 400,000 円以内

(3) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

貸付対象者がファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター派遣事業その他の子どもの預かり支援に関する事業を利用した料金（入会金その他事業利用に当たり必要となる費用も含む。）の半額として、年額 123,000 円以内

2 利子は、無利子とする。

(貸付けの申込み)

第 7 条 修学資金等の申込み方法は以下のとおりとする。

(1) 保育士修学資金貸付

- ① 保育士修学資金貸付を受けようとする者（以下「修学資金貸付申込者」という。）は、保育士修学資金貸付申請書（様式第 1-①号）に養成施設の長の推薦状（様式第 2 号）に世帯全員の記載のある住民票を添えて会長に提出するものとする。
- ② 生活保護受給世帯の者が、養成施設への入学前に貸付申請する場合は、保育士修学資金貸付申請書（様式第 1-①号）に次に掲げる書類を添えて、直接会長に提出するものとする。
 - ア 修学資金貸付申込者が高校生である場合は、高校の調査書又は内申書。それ以外の場合は、養成施設への就学意欲、資格取得後における保育分野での就業意思等を記載した書面
 - イ 修学資金貸付申込者の居住地を管轄する福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）等が発行する生活保護受給証明書

(2) 就職準備金貸付

就職準備金貸付を受けようとする者（以下「就職準備金貸付申込者」という。）は、就職準備金貸付申請書（様式第 1-②号）に保育士証の写し及び世帯全員の記載のある住民票を添えて会長に提出するものとする。

(3) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

預かり支援事業利用料金の一部貸付を受けようとする者（以下「預かり支援事業利用料金一部貸付申込者」という。）は、預かり支援事業利用料金一部貸付申請書（様式第 1-③号）に保育士証の写し、世帯全員の記載のある住民票及び業務従事届（様式第

10号)に以下の書類を添えて会長に提出するものとする。

- ① 預かり支援事業利用料金一部貸付申込者の子どもが保育所等に入所していることが確認できる書類
 - ② 保育所等における勤務の時間帯が記載された書類
 - ③ 子どもの預かり支援に関する事業を利用した時間帯及び料金が確認できる書類
- 2 会長は、前項(1)②の規定により申請書が提出された場合は、福祉事務所長に対して、保育士修学資金貸付申込者自立助長の効果に関する意見書(様式第2号-2)の提出を依頼するものとする。
- 3 会長は、前項に規定する福祉事務所長の意見書の回答を確認し、保育士修学資金の貸付対象者としての選定を行い、養成施設への入学選考前に修学資金貸付申込者及び福祉事務所長に対して貸付けの可否を通知するものとする。

(貸付けの決定等)

第8条 会長は、前条の規定により申請書を受理したときは、修学資金等の貸付けを行うかどうか決定しなければならない。

2 会長は、修学資金等の貸付けを行うことを決定したときは、保育士修学資金貸付決定通知書(様式第3-①号)、就職準備金貸付決定通知書(様式第3-②号)又は預かり支援事業利用料金一部貸付決定通知書(様式第3-③号)を修学資金貸付申込者又は就職準備金貸付申込者又は預かり支援事業利用料金一部貸付申込者(以下「貸付申込者」)に交付しなければならない。

3 会長は、修学資金等の貸付けを行わないことを決定したときは、保育士修学資金(就職準備金)(預かり支援事業利用料金一部貸付)貸付不承認決定通知書(様式第4号)を貸付申込者に交付しなければならない。

4 第2項の規定により貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに連帯保証人の連署した保育士修学資金借用証書(様式第5-①号)又は保育士就職準備金借用証書(様式第5-②号)又は預かり支援事業利用料金一部貸付借用証書(様式第5-③号)(以下「借用証書」という。)に貸付申込者及び連帯保証人の印鑑証明書と振込口座申込(変更)届(様式第18号)を添えて会長に提出し、契約を交わすものとする。

5 会長は、貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、次のいずれかに該当する貸付決定を行った場合は、福祉事務所長が発行する保護変更決定通知(写)等を修学資金貸付申込者から提出させるものとする。

- (1) 高校生であって、高校卒業後、直ちに養成施設に就学しようとする者に対する貸付決定を行った場合
- (2) 前号以外の者に対する生活費加算を含む貸付決定を行った場合

(連帯保証人)

第9条 貸付申込者は連帯保証人を立てなければならない。貸付申込者が未成年である場合

には、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

ただし、貸付申込者が児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立支援ホームに入所している児童若しくは里親又はファミリーホームに委託中の児童であって、法定代理人を保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、貸付けを行うことで貸付申込者の修業環境の確保が図られる場合には、保証人は法定代理人以外の者でも差し支えない。

2 連帯保証人は、貸付申込者と連帯して債務を負担するものとする。

3 連帯保証人は、貸付申込者と同一市町村に居住する者とする。ただし、貸付申込者の世帯の状況から同一市町村に居住する連帯保証人が得られない特別の事情がある場合は、この限りでない。

4 本事業により貸付けを受けた者（以下「被貸付者」という。）が、連帯保証人を変更しようとするときは、会長に連帯保証人変更願（様式第15号）を提出し、承認を受けなければならない。

（貸付けの方法等）

第10条 会長は、第8条第4項の規定により契約を交わしたときは、速やかに貸付申込者に貸付金を交付しなければならない。

2 保育士修学資金貸付は、借用証書で定める月から貸付契約の相手方が養成施設を卒業する日の属する月までの間、毎月貸付けするものとする。

3 保育士修学資金貸付の貸付金は、毎月10日（その日が日曜日、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）に分割又は月決めの方法により交付する。

4 保育士修学資金貸付の各種加算（生活費加算を除く。）及び就職準備金貸付は、借用証書等で定める交付日に貸付けするものとする。

5 預かり支援事業利用料金一部貸付は、借用証書で定める交付日に貸付期間の当該年度分を年1回交付する。

6 貸付金の交付は、貸付申込者又は貸付申込者の法定代理人が有する金融機関の口座へ振込みにより行うものとする。

（貸付契約の解除）

第11条 会長は、被貸付者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その契約を解除するものとする。

(1) 保育士修学資金貸付

① 退学したとき。

② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。

- ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- ④ 死亡したとき。
- ⑤ 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき。
- ⑥ 貸付けを受けることを辞退したとき。
- ⑦ その他保育士修学資金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(2) 就職準備金貸付

- ① 退職したとき。
- ② 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 死亡したとき。
- ④ 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき。
- ⑤ 貸付けを受けることを辞退したとき。
- ⑥ その他就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(3) 未就学児を持つ子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

- ① 退職したとき。
- ② 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 死亡したとき。
- ④ 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき。
- ⑤ 貸付けを受けることを辞退したとき。
- ⑥ その他子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 会長は、保育士修学資金貸付被貸付者が休学し、又は停学の処分を受けたとき、又は、預かり支援事業利用料金一部貸付被貸付者が疾病その他の理由により退職したときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで貸付を行わないものとする。

3 会長は、被貸付者が貸付契約の解除届（様式第6号）により修学資金等の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その貸付契約を解除するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第12条 会長は、被貸付者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金等の返還の債務を免除するものとする。

(1) 保育士修学資金貸付

- ① 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、青森県内（国立児童自立支援施設等（別表第2）において業務に従事する場合は、全国の区域とする。また、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、青森県及び当該被災県とする。以下同じ。）の従事先施設等（別表第3）において児童の保護等に従事し、かつ5年間（過疎地域、

離島及び中山間地域等（「保育士修学資金貸付等制度の運営について」令和5年6月7日付けこ成基第19号こども家庭庁成育局長通知第7(1)③に基づく区域をいう。）において当該業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者をいう。以下同じ。）が当該業務に従事した場合にあっては、3年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、保育士修学資金貸付被貸付者の意思によらず、青森県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することができる。

- ② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(2) 就職準備金貸付

① 青森県内の別表第1に掲げる施設等において児童の保護等に従事し、かつ2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、就職準備金貸付被貸付者の意思によらず、青森県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することができる。

- ② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(3) 未就学児を持つ子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

① 青森県内の別表1に掲げる施設等において児童の保護等に従事し、かつ2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、預かり支援事業利用料金一部貸付被貸付者の意思によらず、青森県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することができる。

- ② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 被貸付者は、第1項(1)①、(2)①及び(3)①の規定により、本事業による貸付金の返還の債務の免除を受けようとするときは、修学資金返還債務免除申請書（様式第7-①号）又は就職準備金返還債務免除申請書（様式第7-②号）又は預かり支援事業利用料金一部返還免除申請書（様式第7-③号）に業務従事期間満了報告書（様式第8号）を添えて会長に提出しなければならない。

3 被貸付者は、第1項(1)②、(2)②及び(3)③の規定により、本事業による貸付金の返還の債務の免除を受けようとするときは、修学資金返還債務免除申請書(様式第7-①号)又は就職準備金返還債務免除申請書(様式第7-②号)又は預かり支援事業利用料金一部貸付返還免除申請書(様式第7-③号)に医師の診断書を添えて会長に提出しなければならない。

ただし、被貸付者が死亡したときは、同居の親族又は連帯保証人が提出するものとする。

4 会長は、第2項若しくは第3項又は第16条第3項の規定により修学資金返還債務免除申請書(様式第7-①号)又は就職準備金返還債務免除申請書(様式第7-②号)又は預かり支援事業利用料金一部貸付返還免除申請書(様式第7-③号)を受理したときは、本事業による貸付金の返還の債務の全部又は一部を免除するかどうかについて決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(届出)

第13条 被貸付者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を記載事項変更届(様式第9号)により会長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 退学したとき。

(3) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

(4) 休学し、若しくは停学の処分を受けたとき又は復学したとき。

(5) 修学資金等の貸付けを辞退しようとするとき。

(6) 連帯保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき(第9条第4項に該当するものを除く。)

2 被貸付者は、その業務に就き、又はその就業先若しくは就業地を変更し、若しくはその業務に従事しないこととなったときは、業務従事届(様式第10号)又は業務等変更届(様式第11号)を速やかに会長へ届け出なければならない。

3 連帯保証人は、被貸付者が死亡したときは、速やかに被貸付者死亡届(様式第16号)を会長に提出しなければならない。

4 預かり支援事業利用料金の一部貸付被貸付者は、貸付期間終了後に、預かり支援事業料金一部貸付利用報告書兼利用実績証明書(様式第17号)を速やかに会長に提出しなければならない。

(返還)

第14条 被貸付者が、次の各号のいずれかに該当するとき(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、第2項に定める期間内に貸付を受けた修学資金等を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

(1) 修学資金等の貸付契約が解除されたとき。

(2) 保育士修学資金貸付被貸付者においては、養成機関を卒業した日から1年以内に保育士登録しなかったとき。

(3) 被貸付者が、青森県内において第12条第1項(1)①、(2)①又は(3)①に定める業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事しなかったとき。

(4) 保育士修学資金貸付被貸付者が、従事期間が5年（過疎地域、離島及び中山間地域等において業務に従事した場合又は中高年離職者が当該業務に従事した場合にあっては3年）に達する前に保育士として第12条第1項(1)①に規定する業務に従事しないこととなったとき。（業務上の理由により死亡し、又はその業務に起因する心身の故障のため第12条第1項(1)①に規定する業務に従事できなくなったときを除く。）

(5) 就職準備金貸付被貸付者が、従事期間が2年に達する前に第12条第1項(2)①に規定する業務に従事しないこととなったとき。

(6) 預かり支援事業利用料金一部貸付被貸付者が利用した預かり支援事業利用料金の従事期間が2年に達する前に第12条第1項(3)①に規定する業務に従事しないこととなったとき。

(7) 預かり支援事業利用料金一部貸付被貸付者が利用した預かり支援事業利用料金の実費額が貸付額よりも少なく、差額が生じたとき。

(8) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 前項の規定により定める期間については、次のとおりとする。

(1) 保育士修学資金貸付については、貸付を受けた期間（入学準備金は貸付初月、就職準備金は貸付最終月に含み、第11条第2項の規定により貸付が行われなかった期間を除く。以下同じ。）の2倍に相当する期間。ただし、生活費加算を受けている者については、貸付を受けた期間の3倍に相当する期間。

(2) 就職準備金貸付については、12か月以内の期間。

(3) 預かり支援事業利用料金の一部貸付については、6か月以内の期間。

3 被貸付者（被貸付者が死亡したときは、連帯保証人。次項において同じ。）は、第1項各号のいずれかに該当するときは、速やかに返還計画書（様式第12号）を会長に提出しなければならない。

4 前項の規定により返還計画書を提出した被貸付者が、修学資金等の返還の方法を変更しようとするときは、返還方法変更届（様式第13号）を会長に提出しなければならない。

（返還の債務の履行猶予）

第15条 会長は、保育士修学資金貸付被貸付者が、貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している場合であって、返還債務履行猶予申請書（様式第14号）の提出があったときは、当該事由が継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

2 会長は、被貸付者が次のいずれかに該当する場合であって、返還債務履行猶予申請書（様式第14号）の提出があったときは、次に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来

していない修学資金等の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

ただし、第 11 条第 1 項(1)の⑤、(2)の④及び(3)の④の規定により、修学資金等の貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

(1) 青森県内において、返還免除対象業務に従事しているとき

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

3 会長は、返還債務履行猶予申請書（様式第 14 号）を受理したときは、貸付額の返還の債務の履行を猶予するかどうかを決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（返還の債務の裁量免除）

第 16 条 会長は、被貸付者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた修学資金等（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。ただし、当該各号で定める期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しないものとする。

(1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金等を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、修学資金等を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

(3) 青森県内において 2 年以上第 12 条第 1 項(1)①に規定する業務に従事したとき。
返還の債務の額の一部

(4) 青森県内において 1 年以上第 12 条第 1 項(2)①に規定する業務に従事したとき。
返還の債務の額の一部

(5) 青森県内において 1 年以上第 12 条第 1 項(3)①に規定する業務に従事したとき。
返還の債務の額の一部

2 前項の規定による裁量免除の額は、以下のとおりとする。

(1) 保育士修学資金貸付

第 12 条第 1 項(1)①に規定する業務に従事した期間を、貸付けを受けた期間の 2 分の 5（過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者が当該業務に従事した場合については 2 分の 3）に相当する期間で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(2) 就職準備金貸付

第 12 条第 1 項(2)①に規定する業務に従事した期間を 24 で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(3) 未就学児を持つ保育士の子どもへの預かり支援事業利用料金の一部貸付

第12条第1項(3)①に規定する業務に従事した月数を、24で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする。)を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

- 3 被貸付者は、第1項の規定により貸付金の返還の債務の免除を受けようとするときは、修学資金返還債務免除申請書(様式第7-①号)又は就職準備金返還債務免除申請書(様式第7-②号)又は預かり支援事業利用料金一部貸付返還債務免除申請書(様式第7-③号)を会長に提出しなければならない。

(従事期間の計算)

第17条 従事期間の計算は、返還免除対象業務に従事した日の属する月から返還免除対象業務に従事しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

(延滞利子)

第18条 会長は、被貸付者が正当な理由がなく修学資金等を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31日以前の契約に対応する返還すべき額の計算については、なお従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利子が払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(会計)

第19条 本事業による貸付けの業務を行うに当たっては、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0329第24号、社援発0329第56号、老発0329第28号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)別紙「社会福祉法人会計基準」に基づき、サービス区分において、本事業の会計経理を明確にするものとする。

- 2 本事業による貸付金の原資の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理するサービス区分に繰り入れるものとする。
- 3 本事業を廃止した場合の返還金は、事業廃止年度以降、毎年度、当該年度において返還された修学資金等に相当する金額を青森県に返還するものとする。
- 4 会長は、毎会計年度当初に貸付事業計画書並びに貸付金及び貸付事務に要する収支予算書を作成し、青森県知事の承認を得なければならない。

(報告)

第20条 会長は、本事業による貸付けの業務の状況について、貸付事業報告書を作成し、毎会計年度終了後2月以内に、青森県知事に提出するものとする。

(その他)

第 21 条 この実施要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 21 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 27 日から施行し、平成 28 年 10 月 11 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 18 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 24 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 25 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 6 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 28 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1 (第 4 条、第 1 2 条関係)

ア 児童福祉法第 7 条に規定する保育所

イ 学校教育法第 1 条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの

- ・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
- ・ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する「認定こども園」

エ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する事業であって、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの

オ 児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定する「病児保育事業」であって、同法第 34 の 18 第 1 項の規定による届出を行ったもの

カ 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第 34 の 12 第

1 項の規定による届出を行ったもの

キ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条第 1 項第 4 号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設

ク 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって法第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定子ども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設

ケ 企業主導型保育事業

別表第 2（第 1 2 条関係）

ア 児童福祉法第 7 条に規定する「児童自立支援施設」のうち、国立施設

イ 国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法第 27 条第 2 項の委託を受けた施設

ウ 肢体不自由児施設「整肢療護園」

エ 重症心身障害児施設「むらさき愛育園」

別表第 3（第 1 2 条関係）

ア 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、同条第 4 項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、第 7 条に規定する「児童福祉施設（保育所を含む）」、同法第 12 条の 4 に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第 18 条の 6 に規定する「指定保育士養成施設」

イ 学校教育法第 1 条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの

- ・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
- ・ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する「認定こども園」

エ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する事業であって、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの

オ 児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定する「病児保育事業」であって、同法第 34 条の 18 第 1 項の規定による届出を行ったもの

カ 児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、同法第 34 条の 8 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による届出を行ったもの

キ 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第 34 条の 12 第 1 項の規定による届出を行ったもの

- ク 子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- ケ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって法第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの
 - i) 法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設
 - ii) i) に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
 - iii) 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
 - iv) 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成 22 年 3 月 24 日医政発 0324 第 21 号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
 - v) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設
- コ 子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成 28 年度企業主導型保育事業の実施について」の別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定める企業主導型保育事業